

2020年4月13日
大林ファシリティーズ株式会社

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言への対応について

大林ファシリティーズでは、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止および弊社関係者の身体、生命を守る観点から、5月6日までの間、対象地域に所在する本社・東京支店、大阪支店、横浜営業所、京都営業所、神戸営業所、福岡営業所の各拠点に関し、常設部門においては「原則として」、管理事務所および工事事務所においては「可能な限り」テレワークによる在宅勤務を実施いたします。

従前からテレワーク、時差出勤の推奨、出張の自粛、大規模な会議の中止などの措置を全店において講じておりましたが、現在の状況を踏まえ、首都圏での対応を強化するものです。

今後も関係者の皆様の安全確保のため、感染拡大防止に努めると共に事業を継続してまいります。

以上